

保護者様

保存版

令和7年4月10日

京都市立室町小学校
校長 細川 敬介

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は本校教育活動へのご理解とご協力、ありがとうございます。令和7年度がスタートしました。

本校では、台風などにより京都市（「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（大雨・暴風など6種類）」または「暴風警報」が発表された場合、また室町学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。ご確認くださいますよう、お願ひいたします。

記

1 【特別警報】について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（午後 1時40分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 【暴風警報】について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（午前10時45分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（午後 1時40分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 【大雨警報】【洪水警報】等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。臨時休校となる場合には、学校ホームページやすぐーる等でお知らせいたします。

4 【避難指示】が発令された場合について

本校の校区である室町学区は、「賀茂川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。

万が一、在宅中に室町学区にて避難指示が発令された場合には、臨時休業等の措置を取ります。臨時休業等の解除については、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

(*表面2-(2)参照)

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合について

■在校中に「特別警報」が発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、気象状況・通学路の状況・家庭状況に十分に配慮し、引き渡しなどにより下校します。

■在校中に「暴風警報」が発令された場合

4月にお預かりしている緊急時「持ち出しカード」を基に、以下のように下校対応いたします。

- 1. 学校待機しながら引き渡しによる下校
- 2. 町別ごとの集団下校
- 3. ご親族等の自宅へ下校

6 お願い

*緊急時「持ち出しカード」に記入されたことを、ご家族のどなたにもわかるようにしておいてください。

*今後、緊急時「持ち出しカード」に変更がある場合は、担任までご連絡ください。

*緊急時「持ち出しカード」の内容は1年間有効となります。ご了解の程宜しくお願い致します。

*暴風警報時は児童館も閉館となります。また、放課後まなび教室も中止になります。